9

修正後子ども数（平成二十三年度後期地方公務員分）は、児童手当支給状況報告書（公務員分）における支給対象児童数の第二子及び第二子の児童数の計、区分「特例給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計、区分「児童手当」における支給対象児童数の計、区分「特例給付」における支給対象児童数の第二子及び第二子の児童数の計、区分「特例給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計と区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計と区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計と区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計と区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計との合計数に地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、児童手当支給状況報告書（公務員分）における区分「附則第七条給付」に係る児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年二月末推計）の計と区分「附則第七条給付」に係る児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年三月末推計）の計との合計数に地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、児童手当支給状況報告書（公務員分）における区分「附則第七条給付」に係る児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年二月末推計）の計と区分「附則第八条給付」に係る児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年三月末推計）の計との合計数に地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式第二表「附則第七条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計と「附則第八条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計との合計数に地方公務員3歳から小学校6年生まで伸び率及び六・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式第二表の中「公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十二・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式第二表の中「公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式第二表の中「公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に一・一を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式第二表の中「公務員に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に一・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とする。

10

修正後子ども数（平成二十三年度後期被用者・非被用者分）は、子ども手当推計調査における様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年二月末推計）」の「特例給付」の数に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に一・一を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に「・一を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に「・〇を乗じて得た数（被用者）」における「第1子」及び「第2子」の計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第2子」及び「第1子」の計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第3子以降」の計に四・〇を乗じて得た数の合計数とする。

第四十九条第三項第三号中「修正後子ども数（地方公務員分）、修正後子ども数（被用者・非被用者分）」を「修正後子ども数（平成二十三年度前期地方公務員分）、修正後子ども数（平成二十三年度前期被用者・非被用者分）、修正後子ども数（平成二十三年度後期地方公務員分）、修正後子ども数（平成二十三年度後期被用者・非被用者分）」に改める。

附則第十九条の十六第十一項中「合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、当該合併関係市町村について」の下に「法第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を「算定した額を控除した額が当該合併関係市町村について」の下に「同法同条同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を加え、同条第十五項第一号中「都の全区域を道府県とみなして算定した」の下に「法第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された」を「控除した額が」の下に「法第十条第三項本文の規定により同日までに決定された」を「特別区の存する区域を市町村とみなして算定した」の下に「法第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第百四十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

第一条第一項第二号中「附則第六条の三の」を「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第六条の三の」に、「同法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額」を「同法第十条第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額」に改める。

第三条第二項中「合併関係市町村に分別又はあん分」を「合併関係市町村に分別又は按分（あんぶん）」に、「あん分した数値」を「按分した数値」に改め、同条第六項中「普通交付税省令附則第十九条の十四第九項」を「第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第十九条の十四第九項」に、「普通交付税省令附則第十九条の十六第七項」を「同法同条同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第十九条の十六第七項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百四十五号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第六条第三項の規定に基づき、平成二十三年度分の地方特例交付金の交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

平成二十三年度分の地方特例交付金の交付時期及び交付額の特例に関する省令

平成二十三年度分の地方特例交付金については、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第六条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年十一月に、平成二十三年度に各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額から既に交付した地方特例交付金の額を控除した額を交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日　　外務大臣　玄葉光一郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。